

平成28年10月7日

平成28年度（第70期）
司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局長

司法修習開始までの準備について

皆さんが司法修習生として採用された場合、1年間にわたって司法修習を受けてもらうことになります。皆さんには、司法修習を終えた段階で、志望のいかんを問わず、幅広い法曹に共通して必要とされる法的問題の解決のための技法と思考方法、さらに、法曹としての職業意識や倫理観等を修得することが求められますが、そのためには、皆さんの方で修習開始までの間に十分な準備をする必要があります。この文書は、そのような修習開始前の準備について説明するものです。

なお、ここでの説明は法科大学院修了者以外の人にも当てはまることですので、同様に準備しておいてください。

- 1 司法修習の中核は、生きた事件を素材として、法曹三者それぞれの立場からの指導を受ける分野別実務修習にあります。そのいずれのカリキュラムも、皆さんが、法科大学院において法理論及び実務の基礎的素養等に関する教育を受けていること、その成果として、基本法について、実務を踏まえた形で論理的かつ体系的に理解していることを前提として行われます。

法科大学院において修得したとされているこれらの理解を、修習開始までの間に再度確認するなどして、分野別実務修習において実践できるように備えておいてください。特に、法科大学院の授業では自学自修に委ねられていた点、例えば民事法・刑事法に関する体系的な基本書を読み込むことについても、改めて行っておいてください。その際には、基本書における文章の意味をよく考えながらじっくりと読むことが大切です。

2 分野別実務修習に先立ち、司法研修所教官による導入修習が行われます。そのカリキュラムの構成等については別途お知らせしたとおりですが、その目的は、これらのカリキュラムを通じて、修習開始の段階の皆さんに、特に実務の基礎的素養等が大切であることについて理解を深めてもらい、かつ、後の分野別実務修習が皆さんにとってより効果的なものとなるようにすることにあります。

もとより、導入修習のカリキュラムは、1の事前の自学自修が実践されていることを念頭に置いて策定されているわけですが、その自学自修の支援、ひいては、導入修習及び実務修習での円滑な学修に資することを目的として、司法研修所の各教官室から、修習開始までの間に取り組むべき課題が出されています。別紙第2-1から別紙第6-2までの各教官室からのガイダンスに従い、修習開始前に司法研修所の教材（手引、講義案等）をよく読み（どの資料を読み込んでおくべきかについては、各教官室からのガイダンスを参照してください。）、課題に真剣に取り組んでください。課題のうち、提出すべきものは、別紙第1記載のとおりです。

なお、民事裁判及び刑事裁判の各アンケートについても、別紙第1に従って提出するようにしてください。

おって、分野別実務修習に入ってからでも、民事裁判問研起案、刑事裁判問研起案及び検察一斉起案並びに各起案に対する司法研修所教官による講評が予定されています。

3 以上のように課題に取り組むことのほか、修習の事前準備として、法廷傍聴も有意義です。特に、法科大学院等において法廷傍聴の機会がなかった人は、近くの裁判所の法廷を傍聴し、法曹の活動の一端を見聞しておいてください（法廷は自由に傍聴できます。開廷の日程など、法廷傍聴に関する問い合わせは、各地方裁判所の事務局総務課で受け付けています。最寄りの裁判所へのアクセスは、裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp>）にも掲載されています。）。

また、法曹として活動する上で、社会事象に関する見識、幅広い教養等は不可

欠ですから、修習開始前から、分野を問わず、社会事象、社会の実相について広く研究し、また、見聞を広めるようにしておいてください。

4 同封した「修習生活へのオリエンテーション」も事前によく読み込んでおいてください。司法修習生には、将来法曹として責任ある立場に立つ者として、社会人としてのルール、マナーを守ることはもとより、率先して規範を守り、その範を示すことが求められます。「修習生活へのオリエンテーション」には、そのような観点から司法修習生として最低限守るべき注意点が記載されていますので、しっかり頭に入れておいてください。

5 司法修習生に採用されるに際しての各種の事務手続についても、遺漏がないように十分注意してください。このような事務手続を適正に遂行することも、社会人として当然のことです。

6 司法修習中に、パソコン等の機器を利用しようと考えている方も多いと思いますが、その際の情報管理やセキュリティ対策を徹底する必要があります。とりわけ、司法修習関連の情報には個人情報が含まれ得るところであり、そのような情報が外部に流出することは厳に避けなければなりません。司法修習関連の情報の管理にはくれぐれも細心の注意を払い、司法研修所及び配属庁会における取扱いに関する定めを厳守するようにしてください。

なお、司法修習中における電磁的情報の取扱いに関しては、「司法修習生が取り扱う導入修習及び集合修習関連の情報のセキュリティ対策について」及び「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報のセキュリティ対策について」が定められていますので、よく読んでおいてください（同梱の「司法修習ハンドブック」該当ページ参照）。

7 以上のような準備を十分に行った上で司法修習に臨んでください。皆さんにとって司法修習が充実したものとなることを期待しています。

(別紙第1)

事前課題等一覧表(提出を要するもの)

科 目	課題等	掲載ページ	作成方法	備 考
民事裁判	課題	9～10ページ	下記のとおり(ただし、表紙を除き3枚以内とする。)ワープロによる作成可	一括して左側をステープルで2か所留めの上提出
	アンケート	末尾	本冊子末尾の「民事裁判アンケート用紙」に記載	下記のとおり課題とは別に提出
刑事裁判	課題	15～18ページ	下記のとおりワープロによる作成可	一括して左側をステープルで2か所留めの上提出
	アンケート	末尾	本冊子末尾の「刑事裁判アンケート用紙」に記載	下記のとおり課題とは別に提出
検 察	課題	22ページ	下記のとおりワープロによる作成可	一括して左側をステープルで2か所留めの上提出
民事弁護	課題1	29～31ページ	別紙5-3記載のとおり	提出要領は下記のとおり
	課題2	33～34ページ	別紙5-5記載のとおり	

◎ 事前課題の作成要領(民事弁護は参照しない。)

- 1 A4判用紙を縦置き、横書きで記載する。裏面には記載しない。
- 2 ワープロを使用して作成する場合は白紙を、手書きの場合は罫線付きのレポート用紙(普通横罫34行)を使用する。用紙左側に30ミリ程度の余白をとる。
- 3 中央下段にページ番号を付す。
- 4 手書きの場合は、黒色のペン又はボールペンで、1行おきに記載する。
- 5 ワープロを使用して作成する場合は、文字サイズ12ポイント、字数37字、行数26行とする。余白は、上部35ミリ、下部27ミリ、左側30ミリ、右側15ミリ程度とする。
- 6 課題の1枚目には、本書末尾添付の起案表紙を各自でコピーし、各科目ごとに所要の記載をした上で添付する。
- 7 各科目ごとに、それぞれ定められた指示に従いステープルで2か所留めをした上で提出する。
- 8 その他、各教官室のガイダンスの中に特別の指示がある場合には、これに十分注意する。

◎ 事前課題及びアンケートの提出要領

- 検察及び民事弁護の各事前課題並びに民事裁判及び刑事裁判の各アンケートについては11月8日(火)までに、次の宛先へ一通の封筒にまとめて郵送する(いずれも期限までに必着のこと。)。郵送に際しては、封入漏れがないかを十分確認する。

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所事務局企画第二課企画係

To [REDACTED]

- 封筒表面には、「事前課題等在中(○組○番)」と、必ず朱書きで明記する。
- 郵送料不足のものは受領しないことがあるので、十分に注意する。
- 民事裁判及び刑事裁判の各事前課題については、12月5日(月)に司法研修所において回収するので、同日持参の上、係員の指示に従って提出する。
- 導入修習の講義等にその写しを持参する必要がある科目については(各教官室のガイダンスを参照)、提出する課題の写しを各自必ず保管しておく。

(別紙第2-1)

民事裁判教官室からのガイダンス

1 民事裁判修習の目的

民事裁判修習では、主張分析（争点整理）能力と事実認定能力を体系的に修得するとともに、紛争解決能力を修得することを目的として、2に記載するような内容の修習を行います。

2 民事裁判修習の流れ

(1) 導入修習

導入修習では、法科大学院で修得した要件事実及び事実認定の基礎についての理解を確認するとともに、分野別実務修習の効果を高めるため、以下のカリキュラムを実施します。

最初に、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いて、民事訴訟第一審手続の要点について修習生の皆さんと対話しながら解説する講義（民事第一審手続の概説）を行います。その後、修習記録を用いた即日起案とその講評、主張と証拠を分析し争点を整理する演習（民事総合1, 2）, 「対話で考える民事事実認定－教材記録－」を用いた民事事実認定の手法について理解を深めるための講義（民事事実認定の手法と留意点）を行います。最後に、分野別実務修習に向けて、裁判官の役割、職務、裁判実務修習の留意点等についてのガイダンスを行います。

(2) 分野別実務修習

ア 一般

修習生は、地方裁判所民事部のいずれかの裁判部に配属されます。配属された裁判部の裁判官室において、訴訟記録を検討し、合議等に立ち会うほか、法廷等において、口頭弁論、弁論準備手続、和解等を傍聴します。また、訴

訟記録に基づいて、主張分析や事実認定に関する書面の起案をしたり、実体法・手続法上の問題点の調査・検討結果をまとめた書面の起案等をしたりします。修習に当たっては、裁判官に対して質問したり、意見を述べたり、修習生同士で討論したりするなど、積極的、主体的な取組が求められます。

イ 問研起案

各配属庁での民事裁判修習における合同修習の一環として「問研起案」が実施されます。「問研起案」は、事実認定についての基本的な考え方を修得することなどを目的としており、修習記録を用いて、午後半日をかけて行うことが予定されています。

起案の講評は、司法研修所教官が各配属庁に出張するなど適宜の方法で行います。

(3) 選択型実務修習

配属庁において、民事裁判の分野別実務修習の深化と補完を図るためのカリキュラムが用意されており、修習生の主体的な選択により、その修習を行うことができます。

(4) 集合修習

集合修習は、分野別実務修習の成果を確認するとともに、これを深化・発展させることを目的としています。集合修習では、修習記録を用いて、主張分析や事実認定に関する起案を行うほか、争点整理や交互尋問等の演習を行います。

3 修習開始に備えての準備

(1) 民事実体法及び手続法についての理解

主張分析（争点整理）能力、事実認定能力及び紛争解決能力を修得するには、民事実体法及び手続法についての十分な理解が必要です。各種カリキュラムは、修習生が、民事実体法及び手続法について、法科大学院の課程を経て既に実務を意識した体系的な理解をしているものとして、作成されています。したがって、再度、実務を意識しながら体系的な教科書等を熟読し、更にその理解を深

めておくようにしてください。

(2) 民事訴訟実務の基本的理解

民事裁判修習に当たっては、法科大学院における民事訴訟実務の基礎で修得した要件事実、事実認定及び民事訴訟手続についても十分に理解しておくことが必要です。したがって、修習開始前に、これらについても、よく復習をしておいてください。また、後述する事前課題にしっかり取り組んでおいてください。

なお、配布教材のうち、「新問題研究要件事実」は要件事実についての基本的な考え方を、「事例で考える民事事実認定」は、事実認定の基礎的知識の理解を確認するとともに、民事事実認定に関する一般的かつ基本的な手法を修得するための思考方法や検討の視点などを、それぞれ提示したものであり、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」は、争点整理及び集中証拠調べを基軸とする民事訴訟手続に関して解説を加えたものです。民事訴訟実務の基礎の復習をする際にはこれらの教材をよく読み、理解を確かなものにしてください。また、「10訂 民事判決起案の手引」は、民事の判決書を作成する際の必要事項を網羅的に解説したもので、民事裁判実務を理解する上で参考になりますから、目を通しておいてください。

4 事前課題

3の準備を前提とし、別紙第2-2「民事裁判事前課題」の冒頭の指示に従って、各設問についてそれぞれ検討するとともに、指示された起案をしてください。起案の作成方法や提出方法については、別紙第1の指示に従ってください。

また、前述のとおり、導入修習の最初のカリキュラムとして、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いた対話形式の講義（民事第一審手続の概説）が予定されています。修習生の皆さんに質問をしながら講義を進めますので、導入修習開始前に、これらを熟読しておいてください。

配布教材のうちの「民事総合資料」と「実施要領」は、民事総合1、2で使用

するものです。あらかじめよく読んでおいてください。

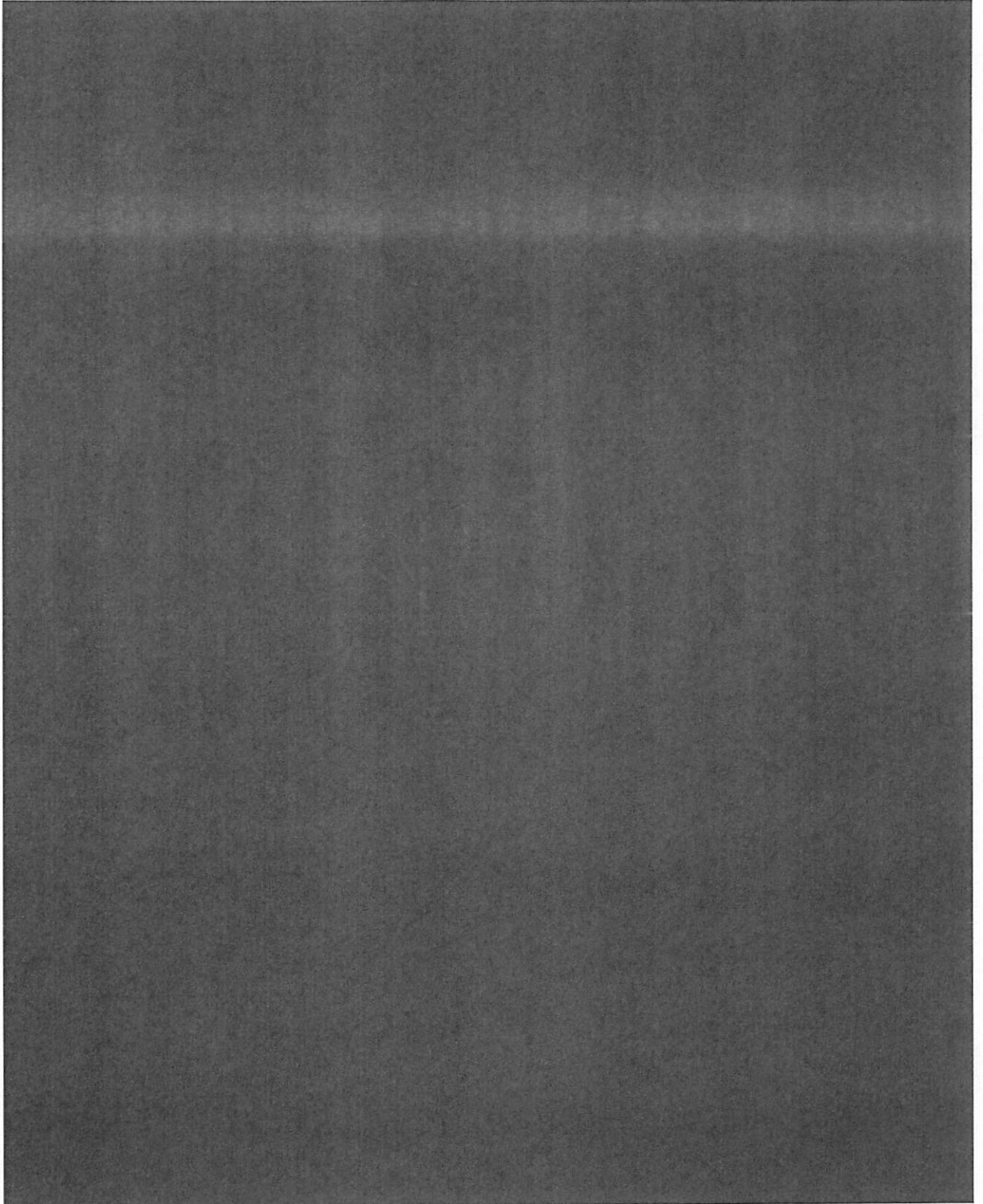
5 アンケート用紙への記入と提出

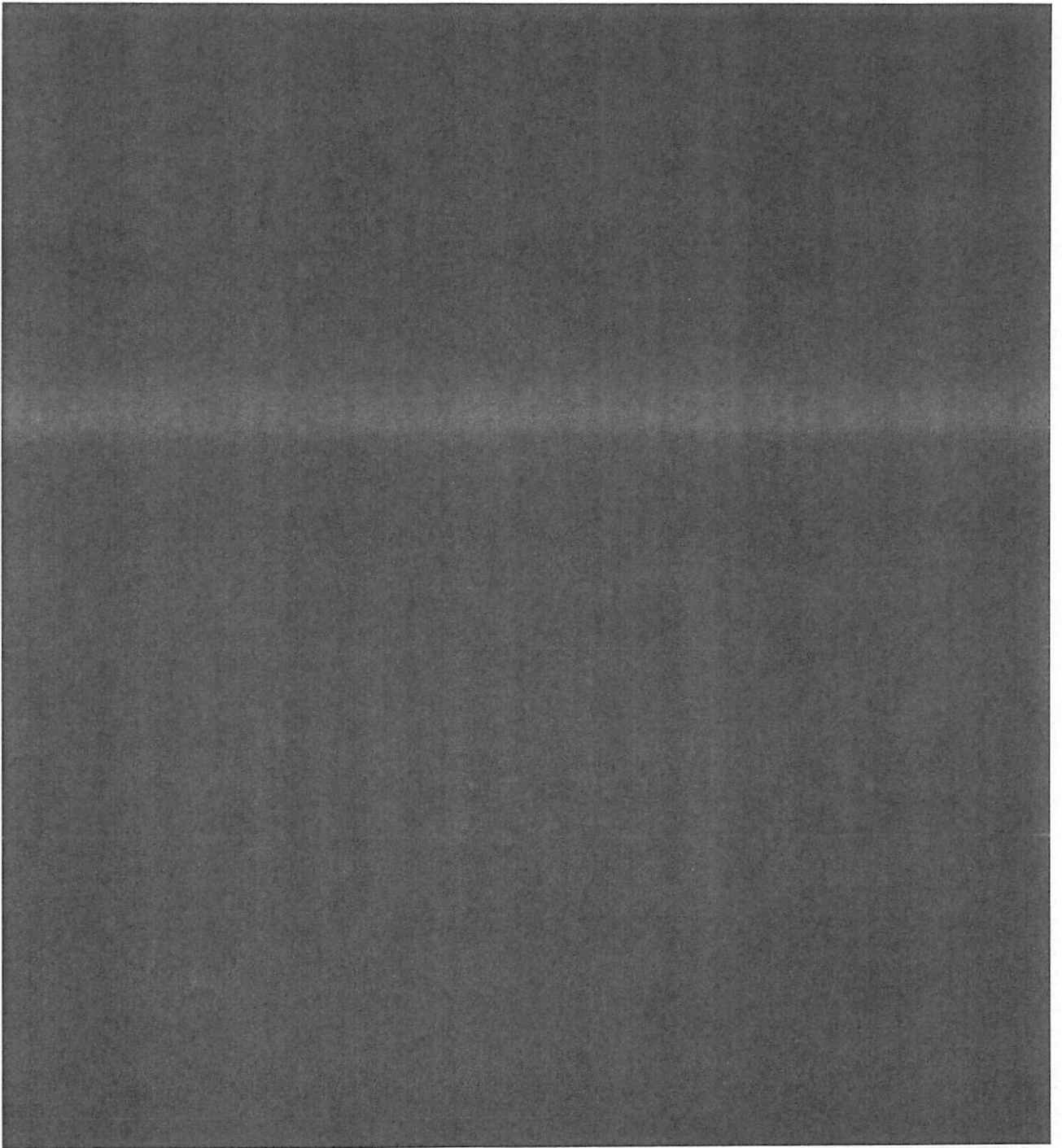
法科大学院における民事実務の基礎科目の履修状況等について、アンケートを実施します。本冊子末尾に綴じ込まれている民事裁判アンケート用紙に所要の事項を記入して、別紙第1の指示に従って提出してください（法科大学院修了者以外の人、法科大学院で同科目を履修している場合は、アンケートに回答してください。）。

以 上

(別紙第 2 - 2) 第 7 0 期 民事裁判 事前課題

民事裁判事前課題





刑事裁判教官室からのガイダンス

1 修習の開始に当たって

刑事裁判修習は、皆さんが、法科大学院等で学んだ法理論教育及び刑事訴訟実務の基礎教育等により、刑法や刑事訴訟法等について、刑事実務を踏まえた論理的・体系的理解に達していることを前提に実施されます。司法修習を実りあるものとするため、修習開始までの間に、法科大学院等で学んだことなどを十分に復習するとともに、次の準備をしておいてください。

(1) 「プラクティス刑事裁判」を熟読する。

配布資料「プラクティス刑事裁判」（「同（別冊）」はその参考記録）は、1つの事件を素材にして、公訴の提起から判決の宣告に至るまでの公判前整理手続及び公判手続の概要等を説明するとともに、当事者及び裁判所が、判決を見据えて、公判前整理手続及び公判手続で、どのような活動を行っているかを説明する教材です。

刑事裁判修習では、公判前整理手続及び公判手続をあらかじめ十分に理解しておくことが不可欠であり、勾留・保釈などの付随手続について理解しておくことも重要です。また、刑事手続と事実認定とが分かち難く結びついていることを意識することも求められます。

分野別実務修習では、刑事手続の傍聴等を通じて同手続への理解を深めていくことになります。同資料に示されたような視点からの問題意識を持って、分野別実務修習に備えてください。

なお、この準備に当たり、第一審刑事裁判手続についての正確な理解に不安がある場合には、適宜、配布資料「プロシーディングス刑事裁判」を参照するなどして、これまでに学んだことを復習し、不安の解消に努めてください（同

資料は、上記「プラクティス刑事裁判（別冊）」を参照しつつ、第一審刑事裁判手続の流れについて復習してもらうための教材です。）。・

(2) 事実認定についての基本的な理解を深める。

配布資料「刑事事実認定ガイド」第1章の指示に従い、適宜、同資料第2章を参照し、事実認定に関する基本的な視点や考え方について研究しておいてください。事実認定は、刑事裁判修習において修得すべき重要な事項の一つであり、分野別実務修習では、実際の事件に基づいて事実認定上の問題点等を検討します。

また、事実認定に当たっては、刑事実体法の的確な理解を前提として、認定の対象となる事実の法的意義をきちんと分析する必要がありますので、刑法等についてももしっかり復習しておくことが大切です。

(3) 法廷を傍聴する。

公判手続がどのようなものかを理解するために、実際の公判手続を傍聴することは有意義です。特に、法科大学院等において法廷傍聴の機会がなかった人は、近くの裁判所において、刑事事件の法廷を傍聴してください（詳しくは、本冊子2ページを参照してください。）。

〔参考〕その他の配布資料

配布資料「処断刑等はどのように決まるか」は処断刑を導く上で理解すべき基本的事項を解説した教材です。また、配布資料「平成19年版 刑事判決書起案の手引」は刑事の判決書について解説した教材です。いずれも、修習開始前の段階で通読しても、すぐには理解しきれないところがあると思います。修習開始後、必要となった際に目を通せばよいでしょう。

配布資料「平成27年版 少年審判手続について」は少年法及び少年審判の基本的事項を解説した教材です。家庭裁判所における少年審判の傍聴等の参考にしてください。

2 事前課題について

導入修習に向けた準備の一環として、別紙第3－2「刑事裁判事前課題」の指示に従って、各設問についてそれぞれ検討してください。

なお、上記課題のうち、【設問1】については、別紙第1の指示に従って起案を作成した上、提出してください。

導入修習における講義等の際、【設問1】及び【設問2】を基にした討論等を行いますので、【設問1】については、各自起案のコピーをとるなどし（提出した起案は返却しません。）、【設問2】については、起案の作成や提出は不要ですが、検討した際に作成したメモを手元に残すなどして、自分の意見が述べられるように準備してください。

3 導入修習について

- (1) 修習開始直後に行われる導入修習では、カリキュラムの履修を通じて、分野別実務修習がより充実したものとなるように準備するとともに、これまでに学んだ実務の基礎知識等が十分修得できているかどうかを確認し、不足があればそれをしっかり自覚して、分野別実務修習に向けた自学自修のきっかけとすることが重要です。
- (2) 刑事手続については、導入修習における講義等を通じて、1及び2で述べた準備をしてきたことを前提に、皆さんの導入修習開始時における理解度を確認し、その後の分野別実務修習において、刑事手続の理解をより深めることができる視点を提示します。また、刑事裁判教官室、検察教官室、刑事弁護教官室合同のカリキュラムとして、公判前整理手続に関する演習及び勾留に関する問題研究を行います。
- (3) 事実認定については、即日起案を実施します。これは、1及び2で述べた準備をしてきたことを前提に、皆さんの導入修習開始時における事実認定についての理解度を確認し、その後の分野別実務修習をより充実したものにするために実施されるものです。起案の際は、六法（判例付きのものでもよい。）のみ参照することができますので、各自持参してください。

- (4) 「刑裁講義（事前課題解説等）」（A班12月2日1限実施，B班12月5日1限実施）の持参資料は，配布資料「プラクティス刑事裁判」（別冊を含む），同「刑事事実認定ガイド」，事前課題につき提出した起案のコピー及び事前課題の検討の際に作成したメモです。忘れずに持参してください。

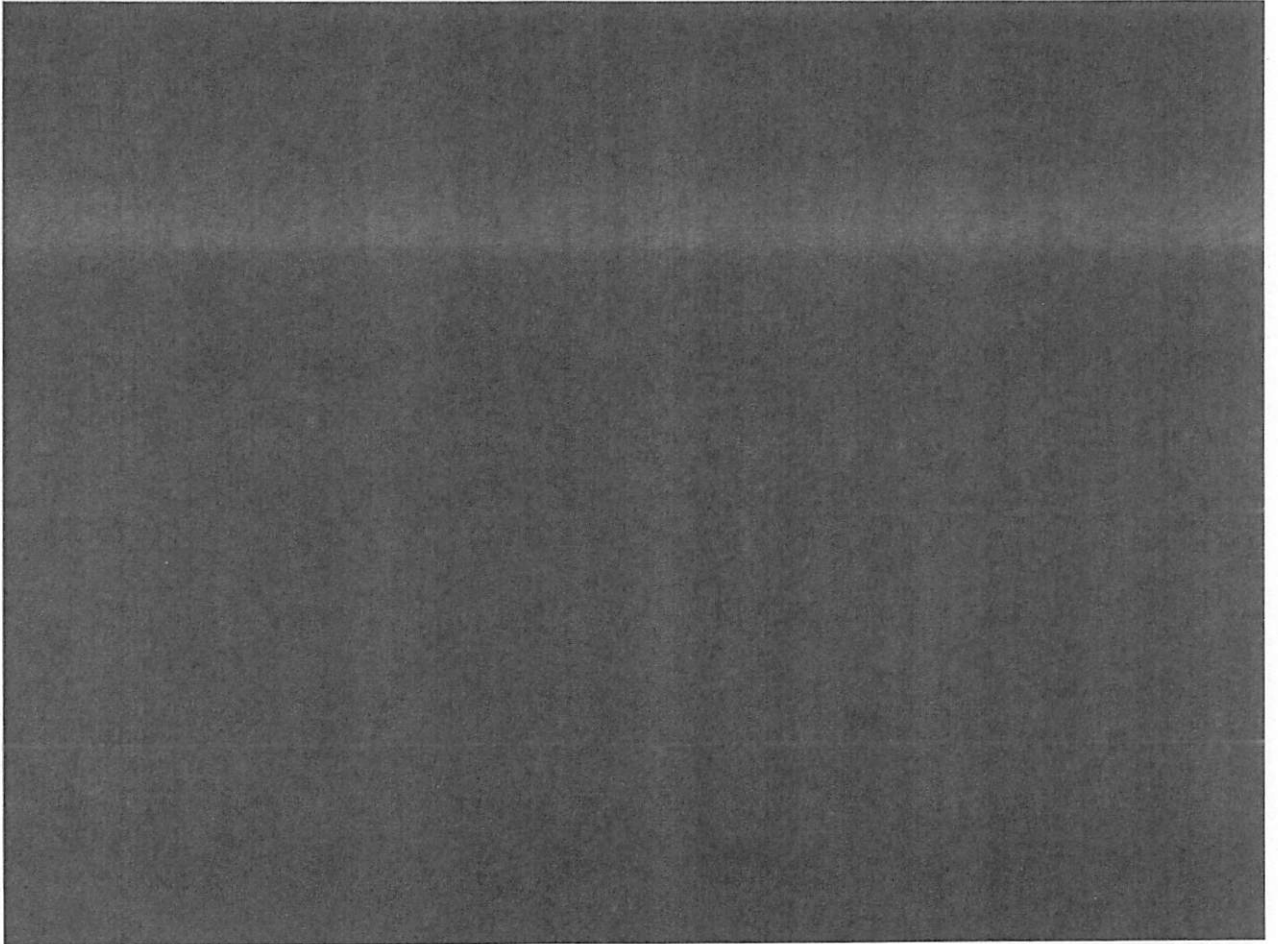
4 アンケート用紙への記入と提出について

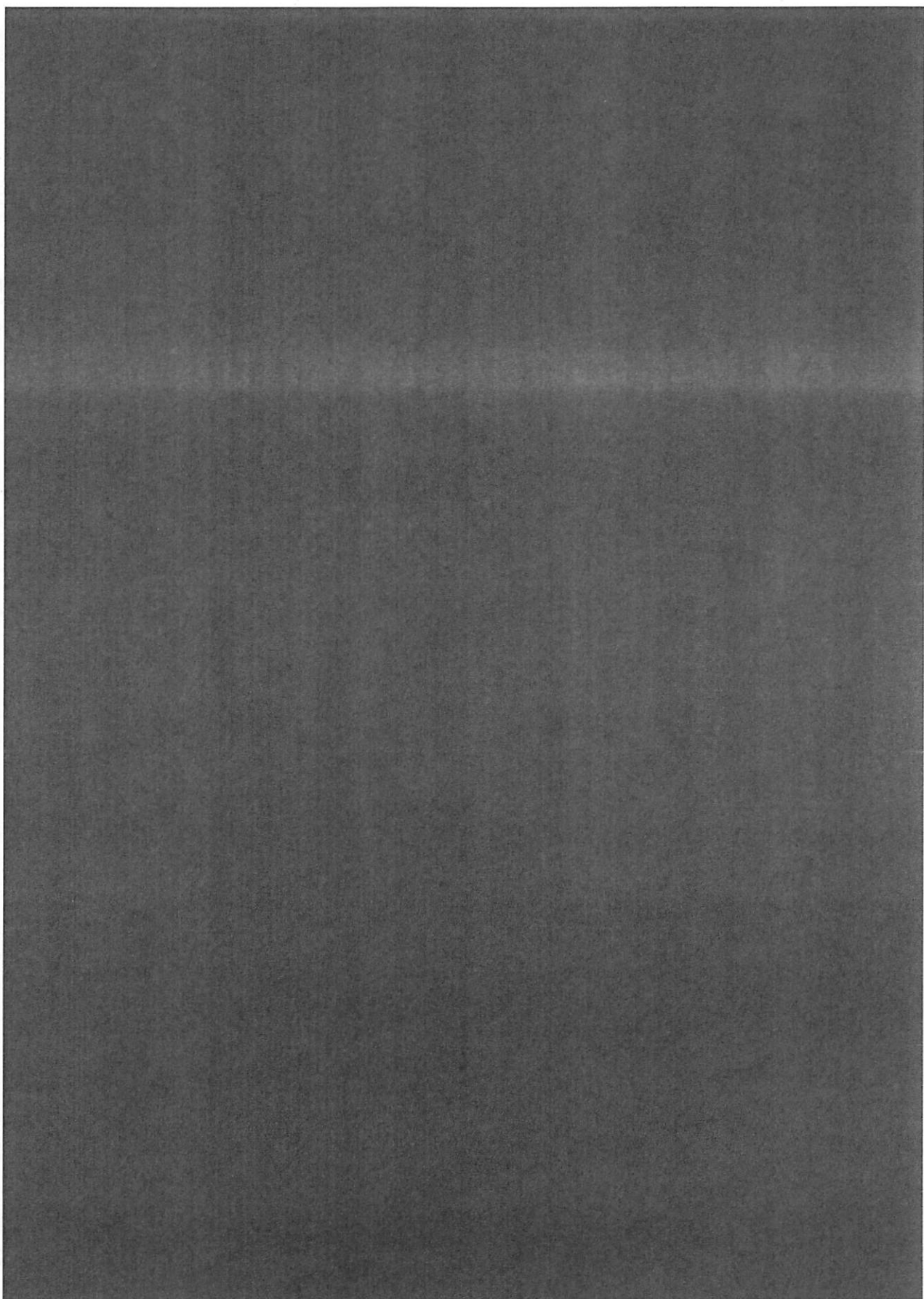
法科大学院における刑事実務の基礎科目の履修状況等について，アンケートを実施します。本冊子末尾に綴じ込まれている刑事裁判アンケート用紙に所要の事項を記入して別紙第1の指示に従って提出してください（全員提出。法科大学院修了者以外の人であっても，法科大学院で同科目を履修している場合には，その内容を該当欄に記入してください。）。

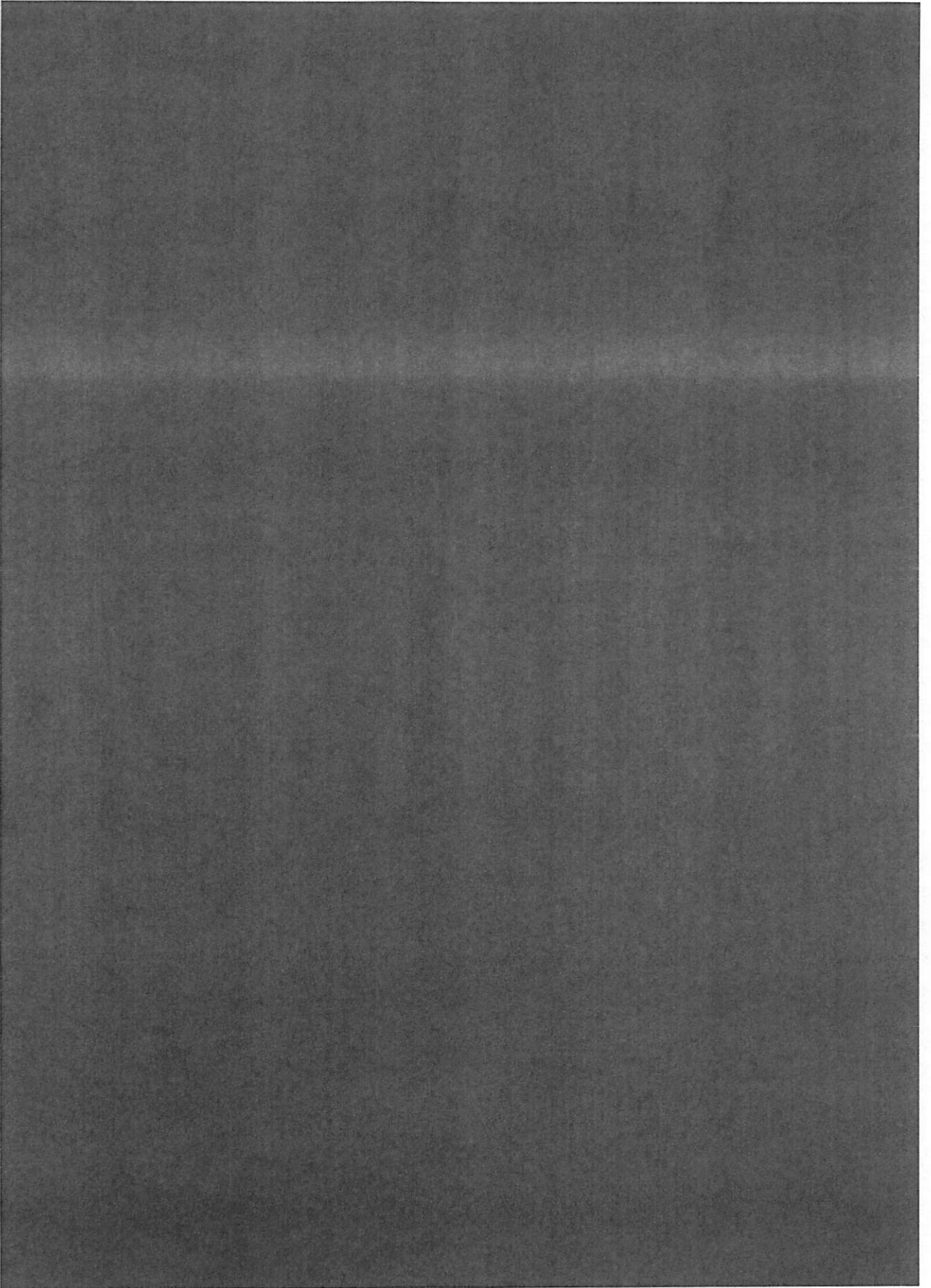
以 上

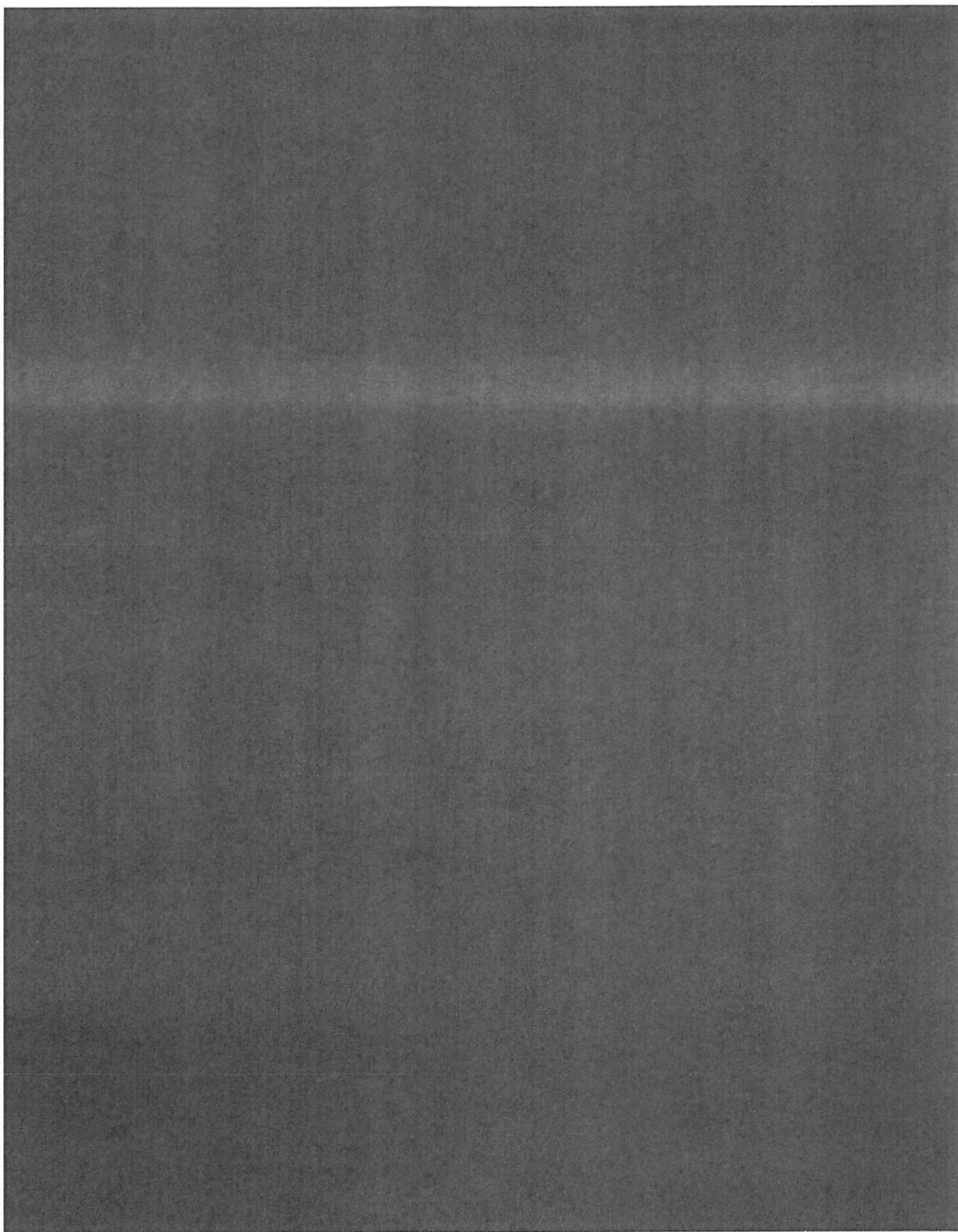
(別紙第3－2) 第70期 刑事裁判 事前課題

刑事裁判事前課題









(別紙第4-1)

検察教官室からのガイダンス

1 検察修習の目的と概要

検察修習では、司法研修所で実施される導入修習において、皆さんが充実した分野別実務修習を行えるよう、講義、演習等を通じて、検察官としての終局処分の考え方、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方など検察実務の概要を学んでももらいたいと考えています。また、終局処分については、実際の事件記録に基づいて作成した検察修習記録を用い、事実認定、法的評価等の検討・論述をしてもらう即日起案も実施することとしています。

次いで、配属庁で行われる分野別実務修習において、皆さんに、実際の事件の捜査・処理、公判立会その他の検察実務について検察官の立場で修習することなどを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得してもらうとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解してもらいたいと考えています（選択型実務修習において捜査公判補完修習を選択した司法修習生には、その修習を通じて、分野別実務修習で修得した基本的知識や技法等の深化、補完を図ってもらいたいと考えています。）。

最後に、司法研修所で実施される集合修習においては、修習の集大成として、検察修習記録を用いた起案等を通じて、分野別実務修習で学んだ知識や経験等を体系的に結合させて、検察実務に関する理解を深め、法曹に共通して必要な基本的知識及び技法修得の仕上げをしてもらいたいと考えています。

検察教官は、導入修習及び集合修習における指導を主として担当しますが、分野別実務修習中にも、検察修習記録を用いた全国一斉検察起案を実施し、皆さんの配属庁に出張してその講評等を行うこととしています。

2 修習開始に備えての準備

検察修習を実のあるものにするため、皆さんは、導入修習に先立ち、以下の準備を行ってください。

(1) 刑法、刑事訴訟法の理解を深めること

検察教官室及び配属庁では、皆さんが、刑法及び刑事訴訟法に関する基礎的な知識と理解を有していることを前提にカリキュラムを編成していますので、刑法及び刑事訴訟法の基本書を再読するなどして、体系的理解を深めておいてください。

(2) 「平成２７年版検察講義案」及び「検察終局処分起案の考え方（平成２８年版）」の読了

検察修習の基本的手引となる「平成２７年版検察講義案」を読了し、刑事訴訟法、同規則等の法令と対照しつつ、その内容を十分理解しておいてください。特に、第２章「捜査」、第３章「事件の処理」は、分野別実務修習において具体的な事件を取り扱う前提となる重要な事項が記載されている部分ですので、熟読して理解を深めておいてください。なお、「平成２７年版検察講義案」は導入修習、分野別実務修習及び集合修習における起案において使用することができますが、書き込みがあると使用することができませんので、書き込みをしないよう注意してください。

また、「検察終局処分起案の考え方（平成２８年版）」は、皆さんが行う検察起案の考え方やその記載方法等につき、具体的事例を基に詳細な解説を加えている資料ですので、必ず熟読して理解しておいてください。

(3) 事前課題の検討、起案の提出等

検察教官室では、導入修習を実のあるものにするため、皆さんに別紙第４－２の「検察事前課題」と「第７０期司法修習 検察導入修習講義 参考事例」（以下、「参考事例」という。）を配布します。「検察事前課題」に記載された要領に従い、「参考事例」を検討するとともに、「検察終局処分起案の考え方（平成２８年版）」等を参考にしながら起案を作成して提出し、修習に備え

てください。

(4) その他

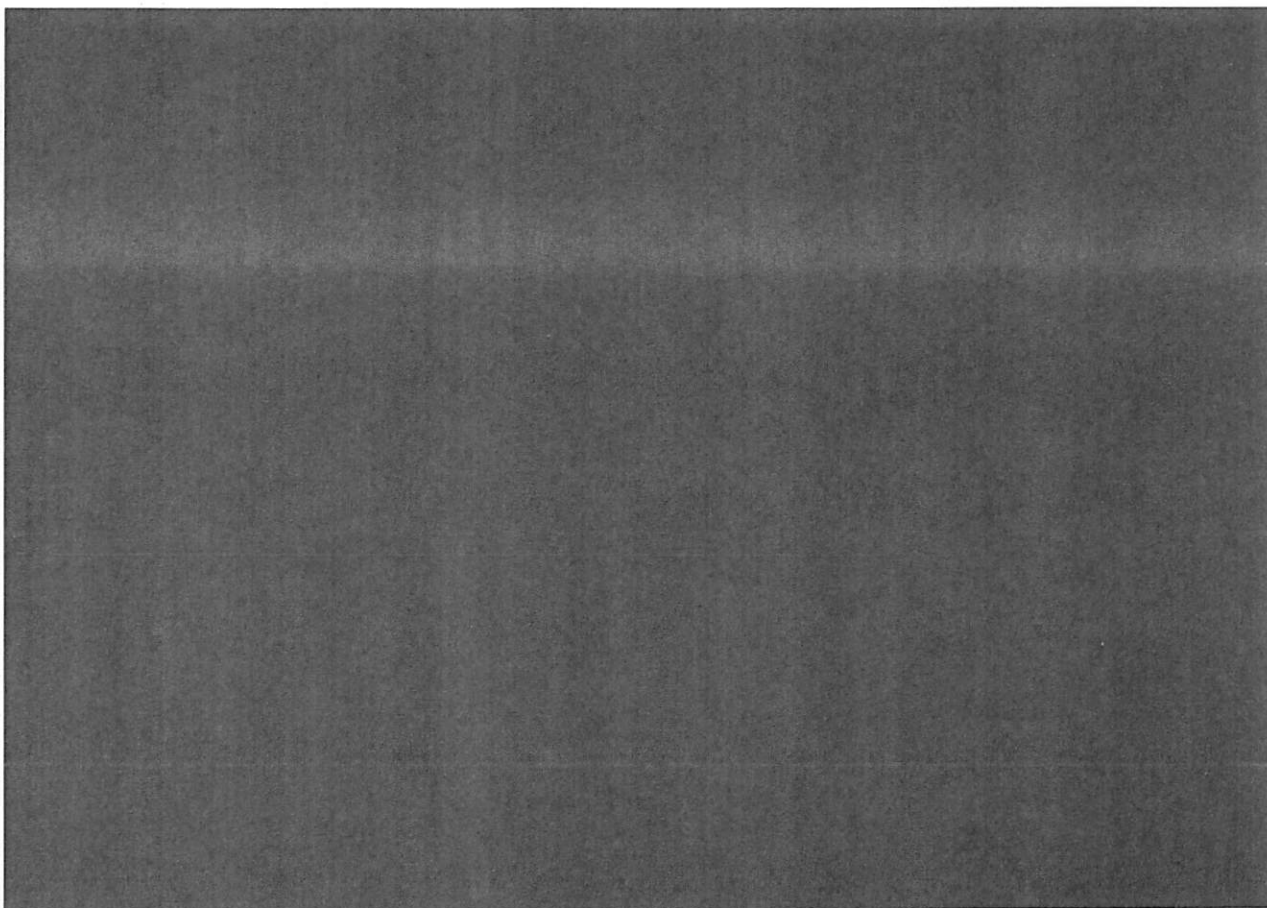
検察の捜査・公判活動に関する参考文献として、法律のひろば平成25年6月号に掲載されている「被疑者取調べ及び供述調書の在り方」、同平成26年4月号に掲載されている「裁判員裁判のこれから－検察官の視点」などがありますので、一読をお勧めします。

また、事件処理の前提となる事実認定には、各種の経験則や論理法則が活用され、人間心理の洞察が必要不可欠です。皆さんには、法律学以外の分野、特に、隣接する諸科学、文学等にも十分関心を払い、広い視野を持てるように努力していただくことを期待しています。

以 上

(別紙第4－2) 第70期 検察 事前課題

検察事前課題



民事弁護教官室からのガイダンス

1 民事弁護修習の目的

弁護士は、紛争の事後的解決への関与のみならず、契約書・法的意見書の作成等の事前対策型業務、講演・著作活動など様々な分野で活動しており、その活動範囲は、社会の変化に呼応して、ますます広がっています。

民事弁護修習は、将来、皆さんが広範多岐にわたる領域で活躍できるよう、法曹実務家として必要な基本的知識や技法の修得、法的思考の研鑽を目的として行われます。これによって培われる能力は、法曹としてどの分野に進んでも役立つものですから、自己の進路にとらわれることなく、熱意をもって修得に努めてください。

2 修習開始に備えて

(1) 民事実体法及び手続法の理解

民事弁護修習は、皆さんが大学や法科大学院で学んだ民事実体法及び手続法を論理的かつ体系的に理解していることを前提に実施されますので、修習開始までに、これまで学んだことを復習してください。とりわけ、民事保全及び民事執行などについては、基礎的な知識が不十分なまま修習に臨み、所期の達成度に到達できない例も少なくありません。これまでに十分な学習ができていない方は、「民事弁護教材 改訂 民事保全（補正版）」及び「民事弁護教材 改訂 民事執行（補正版）」を熟読するなどして基本的事項を学習することを強く薦めます。

(2) 民事弁護特有の視点

民事弁護実務においては、最終的な紛争解決機関である裁判所の判断を予想して対応することが不可欠であり、その意味で中立的立場から客観的に判断す

る視点を持つことが必要です。しかし、弁護士の業務では、それだけにとどまることなく、その判断を前提にしながらも、依頼者の立場に立って、その正当な利益を擁護するために、相手方の主張に反駁し、自己の主張の正当性を積極的に訴えるという視点が極めて重要です。「7訂 民事弁護の手引」,「6訂 民事弁護における立証活動」及び「民事弁護の基礎知識（増補版）」は、いずれも民事弁護実務の基礎を習得することを目的として作成されているものですので、修習開始前に一読しておいてください。

3 導入修習

(1) カリキュラム

導入修習では、皆さんが、その後続く分野別実務修習において最低限必要とされる知識・能力を習得するとともに、民事弁護においては、当事者の視点から事案を見ることが重要であることを認識するためのカリキュラムを準備しています。別紙第5-2に各カリキュラムの概要を記載してありますので、予習等に際してはこれを適宜参考にしてください。

(2) 事前課題

問題研究1では、別紙第5-3の民事弁護事前課題1（問題研究1）に関する講義を、演習2（契約）では、別紙第5-5の民事弁護事前課題2（契約）を踏まえた演習を行います。問題文の指示及び別紙第1記載の提出要領をよく読んで、所定の期日までに課題を提出してください。

(3) 授業の事前準備

導入修習において、具体的な事案を題材として実施するカリキュラムでは、修習生の皆さんが予め事案を十分に検討した上で、各自が問題意識をもって授業に臨むことが当然の前提となっています。皆さんが事案の検討を行わないまま、又は検討不十分なまま授業に臨んだ場合、授業について行くことは困難であり、カリキュラムの効果も期待できません。そのようなことがないように、本冊子とともに送付される講義・演習の実施要領を確認し、事案を十分に検討

して授業に備えてください。

このことは、民事裁判教官室と共同で実施する民事共通科目においても同様です。民事第一審手続の概説においては「第3版 民事訴訟第一審手続の解説別冊記録」の事案を用いた講義が予定されています。この講義は、導入修習の初めに実施されるものですが、教官が一方的に解説する講義形式ではなく、上記「別冊記録」の事案に基づいた質疑応答が予定されています。事前に「別冊記録」の事案を十分に検討することが必須ですので、導入修習開始前に、しっかり準備をしてください。

4 分野別実務修習

分野別実務修習では、個別指導担当弁護士の指導の下、法律相談や事件処理の立会い、書面の起案などを通じ、民事弁護の基礎的な事柄を体得してください。その際、皆さんは、単に与えられるものを待つ姿勢であってはなりません。自主的に課題を設けて取り組む、個別指導担当弁護士に質問をする、自己の意見を述べるなど、常に主体的に取り組むように心がけてください。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図ることを使命とし、市民から信頼される存在であることがその業務の基盤です。弁護士の使命と職責、法曹倫理、公益活動などにも関心を持ち、日常業務の中で弁護士がどのようにしてこれらに対処しているかについてもよく学んでください。

社会の変化に伴い、新たな種類の紛争が絶えず生起しています。弁護士の活動は、このような社会の動きと密接に関連しています。法律問題の最前線にある法律事務所で、目の前の事象のみならず、その背景にも関心を持ち、社会の動きを直に感じるようにしてください。

5 集合修習

集合修習では、司法修習の総仕上げとして、法曹実務家として必要な基本的知識や技法、法的思考を身につけるための演習、起案等のカリキュラムが組まれています。

ここでは、分野別実務修習で学んだ事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭での説得的な表現能力などの定着を目指すとともに、法曹としての思考方法や倫理観などについても考えていきます。

6 最後に

民事弁護教官室は、以上の民事弁護修習を終えた皆さんが、法曹としての第一歩を自信をもって踏み出し、選択した道で大きく飛躍されることを願い、全面的にサポートしていきます。修習生の皆さんが司法修習という貴重な機会を生かし、大きな成果を得ることを願ってやみません。

以 上

第70期 導入

民事弁護・民事共通 修習カリキュラムの概要

第1 民事弁護

1 問題研究

(1) 問題研究1 (事情聴取記録に基づく事件処理方針の検討)

事前課題 (依頼者等からの聴取内容及び証拠資料からなる記録に基づく、訴訟を提起された場合に請求を拒むための法律構成、予想される争点、立証の見通し等の検討、内容証明郵便の起案) に対する講評を実施。

(2) 問題研究2 (即日起案・訴状の作成)

問題研究1で用いた事件について、答弁書の即日起案を実施。

(3) 問題研究3 (講評)

問題研究2の訴状即日起案に対する講評、その他裁判上の書面 (訴状、準備書面、証拠説明書及び陳述書等) についての講義を実施。

2 講義

(1) 講義1 (保全・執行)

保全及び執行手続に関するDVD教材を視聴して、動的に手続を学修するとともに、典型的な保全及び執行に関する設問事例を事前に検討し、討論及び解説を実施。

(2) 講義2 (職責等)

弁護士業務の多様性に絡めて著作権事案に関するDVD教材を視聴するとともに、依頼者の正当な利益を実現するための弁護士のあるべき活動の視点、実務修習に向けての心構え等についての講義を実施。

3 演習

(1) 演習 1 (立証)

貸金債務の連帯保証について、主債務者が連帯保証人の実印を冒用したことが疑われるが、主債務者及び連帯保証人が行方不明ないし死亡している事案で、債権者側及び連帯保証人の相続人からそれぞれ相談を受けた弁護士が行うべき証拠収集活動、訴訟上の立証活動等について演習を実施。

(2) 演習 2 (契約)

継続的な取引に関する基本契約書を題材に、その意味内容の分析、修正案の検討等の演習を実施。

第 2 民事共通

1 民事第一審手続の概説

「第 3 版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いて、民事訴訟第一審手続の要点について対話形式で解説する講義を実施。

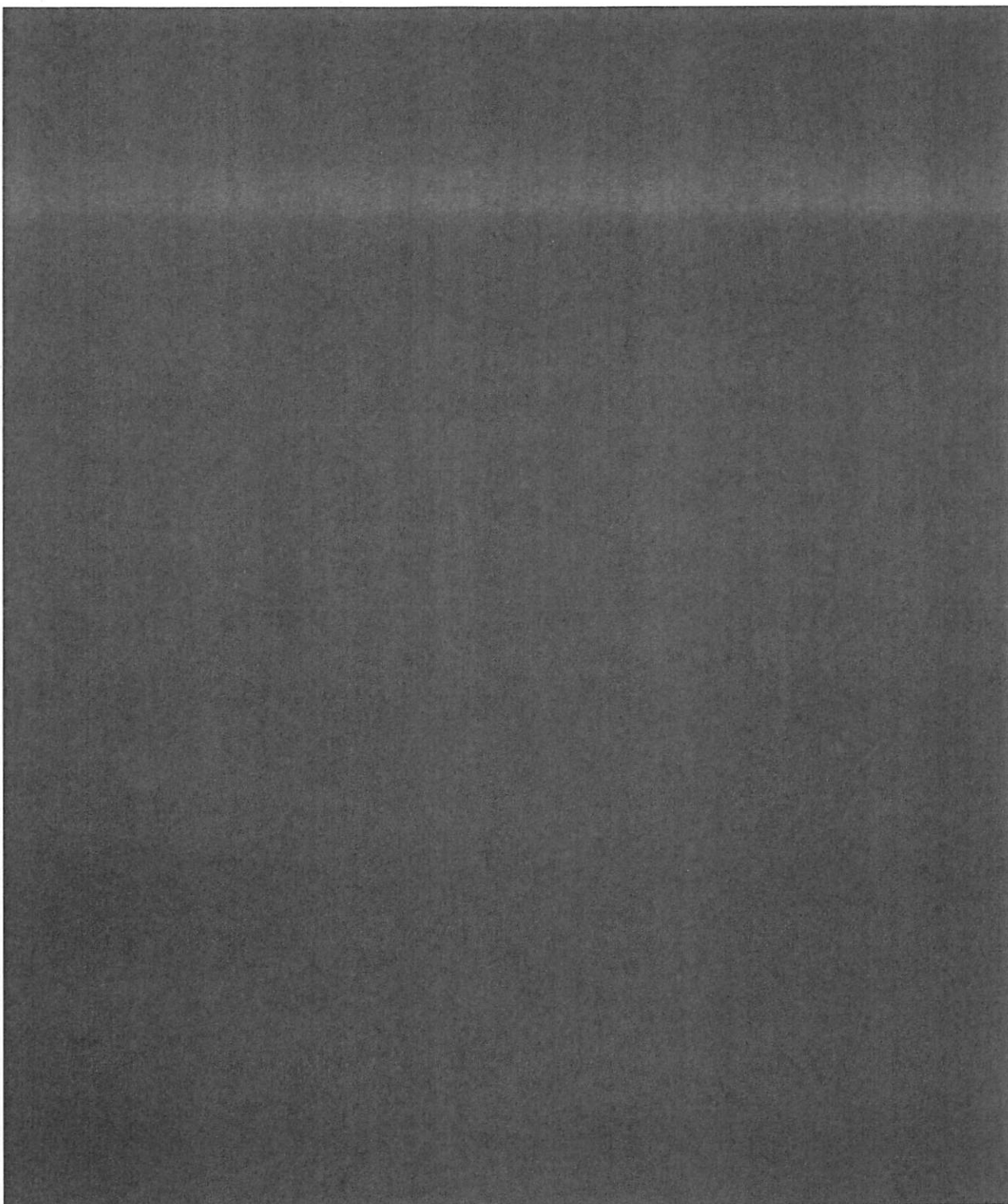
2 民事総合 1・2

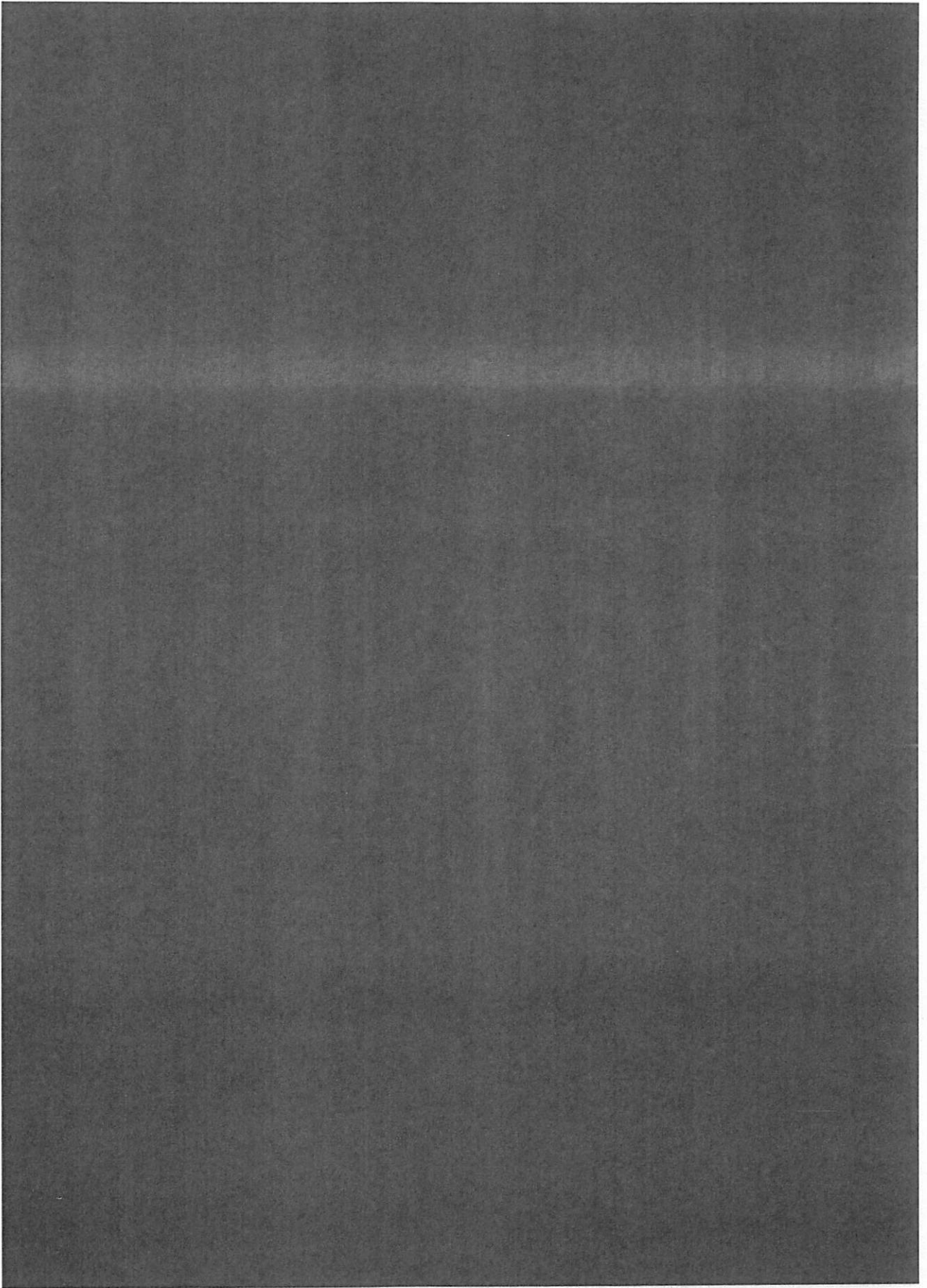
修習生を裁判官役、原告訴訟代理人役、被告訴訟代理人役に分けた上で、主張・立証活動の在り方や訴訟指揮・求釈明の在り方、今後の見通し等の検討・意見交換を行い、民裁教官・民弁教官による解説を実施。

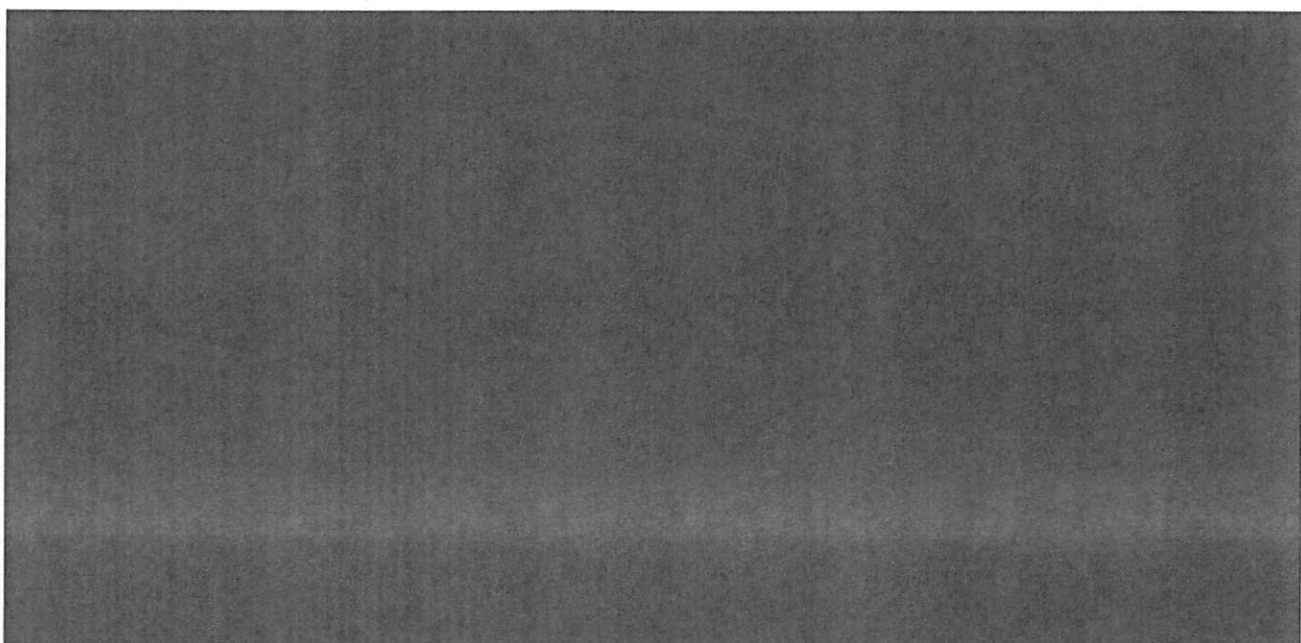
以 上

(別紙第5－3) 第70期 民事弁護 事前課題1 (問題研究1)

民事弁護事前課題1 (問題研究1)





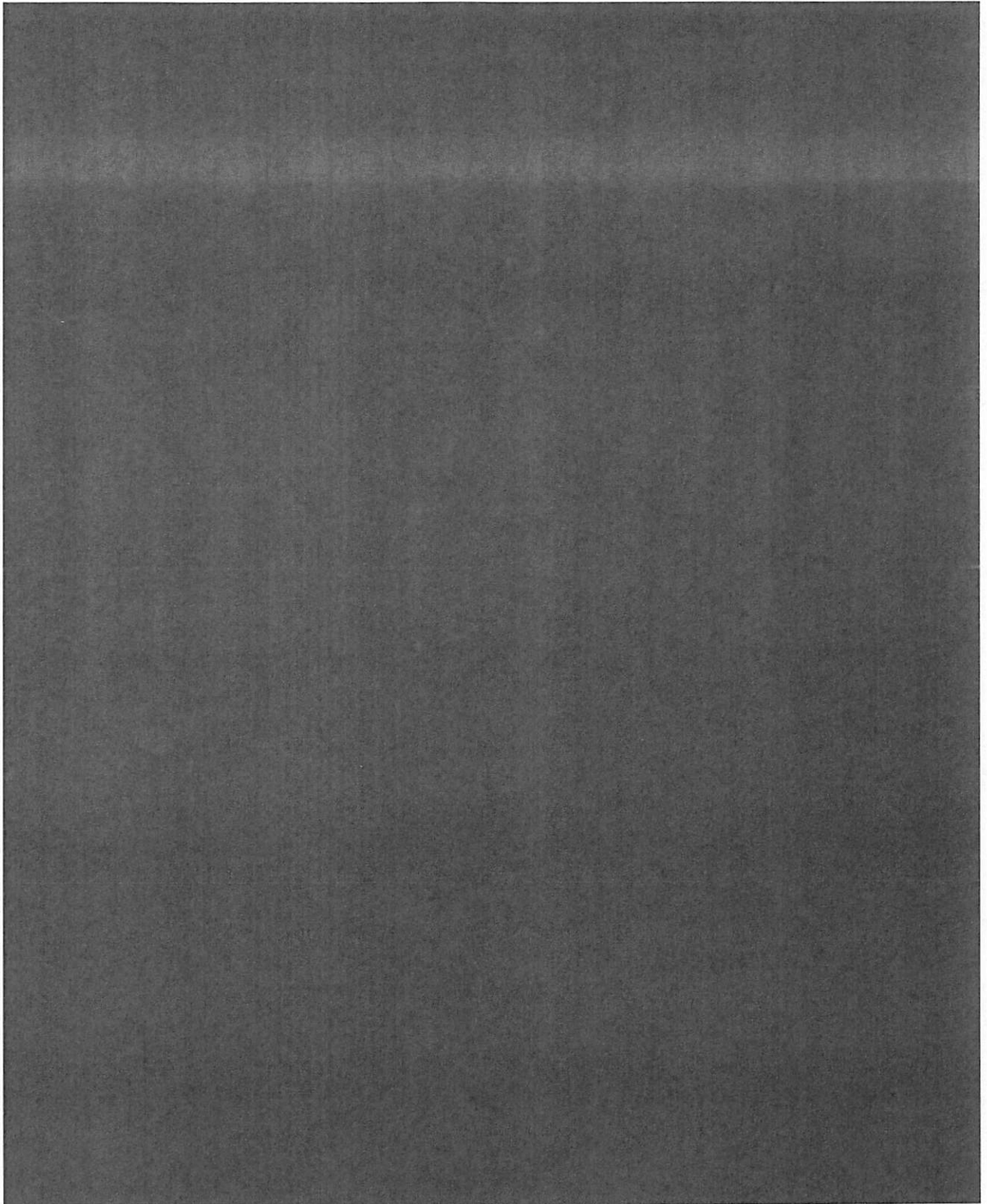


(別紙第 5 - 4) 第 7 0 期 民事弁護 事前課題 1 (問題研究 1)

解 答 用 紙

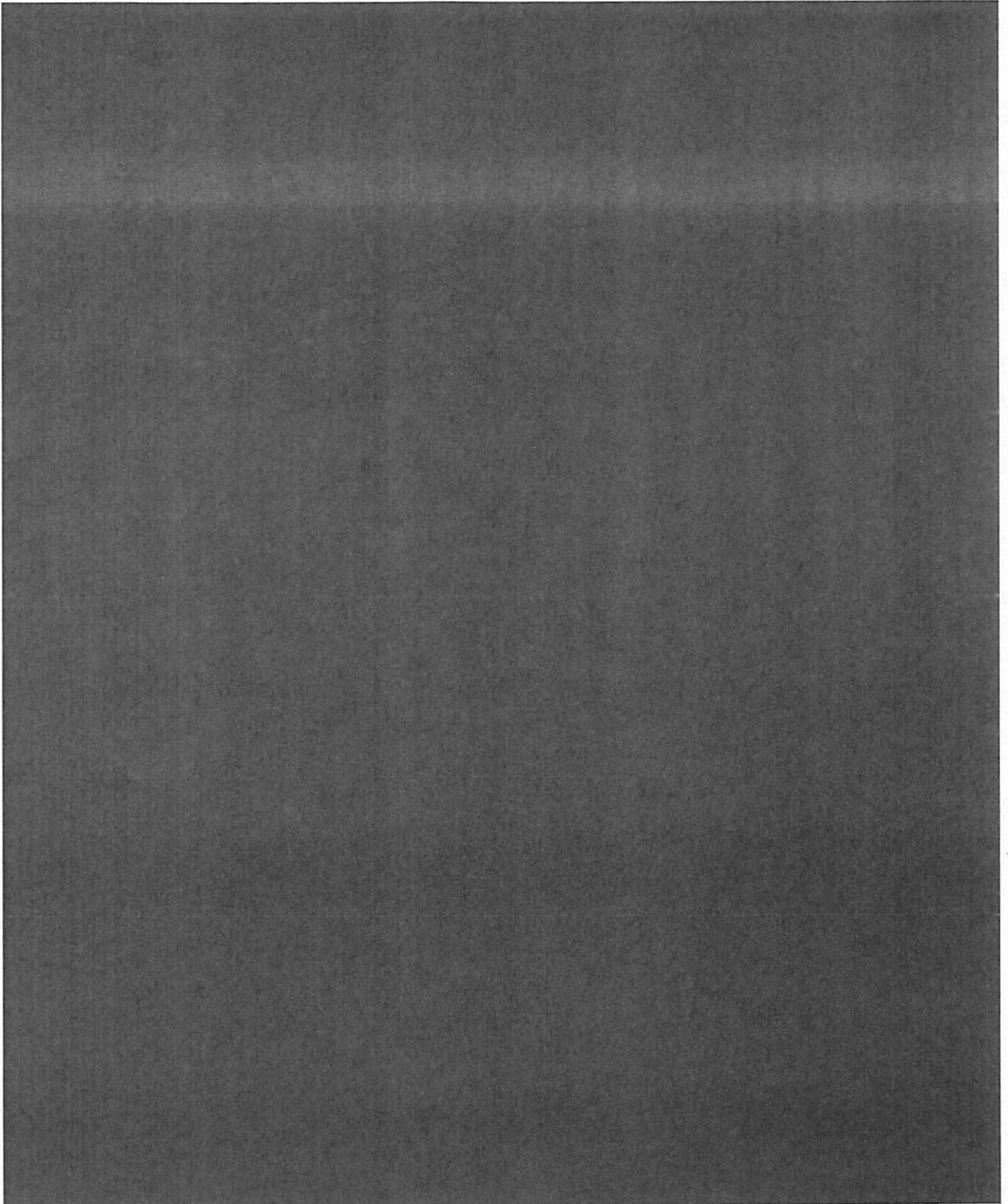
組 番

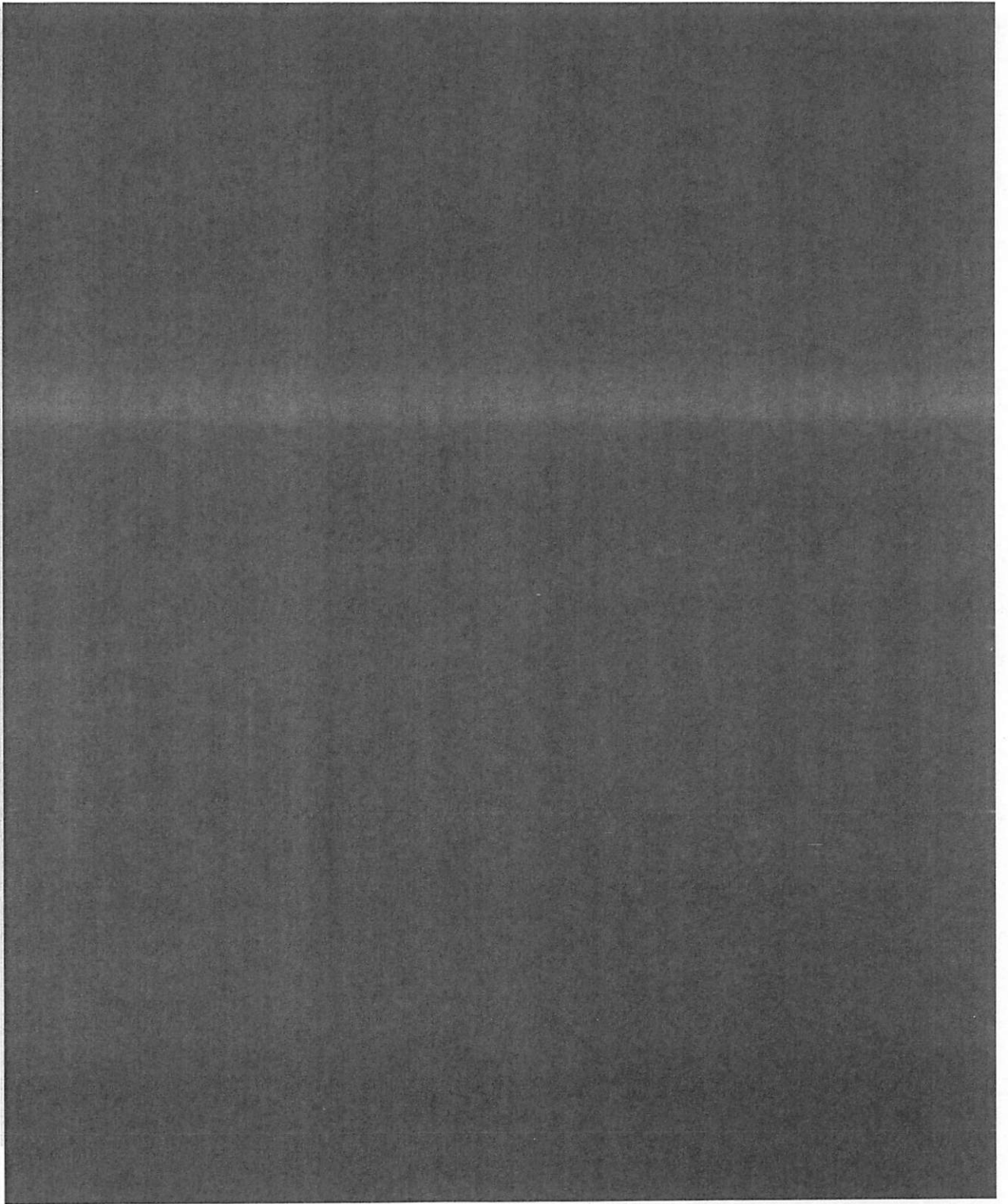
名前



(別紙第5－5) 第70期 民事弁護 事前課題2 (契約)

民事弁護事前課題2 (契約)





刑事弁護教官室からのガイダンス

1 刑事弁護修習の目的

弁護人は、刑事事件の全ての段階において、被疑者・被告人の権利・利益を擁護するため、最善の弁護活動に努めなければなりません。

弁護人が最善の弁護活動を行うには、公判審理前に、ケース・セオリー（弁護人の求める結論が正しいことを説得する論拠）を確立することが重要です。

ケース・セオリーを確立した弁護活動を行うためには、公判審理を見通して、事実を収集し、収集した事実を法的に分析・検討し、同分析・検討を踏まえて説得的に表現する能力が必要となります。

証拠により証明した事実をもとに人を説得するために必要なこれらの能力は、法廷実務家である弁護人の活動に必要なだけでなく、幅広い分野の法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力であるといえます。

刑事弁護修習においては、具体的な刑事事件に基づき、ケース・セオリーを確立する弁護活動を学んでもらい、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えてもらうことにより、弁護人としての基本的な能力・技術、さらには、法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得してもらうことを期待しています。

2 刑事弁護修習の流れ

(1) 導入修習

導入修習では、分野別実務修習において刑事弁護活動を見る際の視点を持ってもらうため、以下のカリキュラムを実施します。

ア 否認事件

一つの具体的な否認事件をもとに、段階的に弁護活動を体感するカリキュラムを組んでいます。

具体的には、①刑事弁護演習1（捜査弁護）において、初回接見における事情聴取及び取調べ対応についての助言の検討、②刑事問題研究（勾留）において、身体拘束からの解放に向けた弁護活動、③刑事弁護即日起案において、公判前整理手続における弁護活動、④刑事弁護演習2（即日起案解説・否認事件）において、即日起案の解説及び公判を想定した弁論及び証人尋問の準備のカリキュラムを実施します。

そのほか、刑事三教官室合同のカリキュラムとして、刑事共通演習基礎（公判前整理手続）があります。

イ 量刑事件（量刑が争われる事件）

量刑が争われる裁判員裁判対象事件をもとに、刑事弁護演習3（量刑事件）において、行為責任を基礎とする量刑判断に沿う弁護活動（弁論等）のカリキュラムを実施します。

(2) 分野別実務修習

弁護実務修習の中核は、指導担当弁護士による個別修習にあります。

指導担当弁護士の指導のもと、現実の刑事事件をもとに、ケース・セオリーを確立する弁護活動を経験し、弁護人が行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えてきてください。

接見及び起案については、以下の点に留意してください。

ア 接見

身体拘束されている被疑者・被告人との接見は、弁護実務修習の中で特に重要です。

現実の被疑者・被告人と接することから学ぶものは極めて大きく、同一の被疑者・被告人が複数の被疑者・被告人かを問わず、可能な限り多数回の接見を経験することを期待しています。

そして、接見後は、①追加して事情聴取すべきことはないか、②当該事件において適切な取調べ対応についての助言は何か、③身体拘束からの解放の

ためどのような手続をとるか等を自ら考えた上、これらの点について、指導担当弁護士と議論してください。

イ 起案

指導担当弁護士と相談した上で、現実の刑事事件をもとに、準抗告申立書、検察官に対する処分についての意見書、保釈請求書、弁論要旨等を起案するようにしてください。

そして、起案後は、同書面をもとに指導担当弁護士と議論してください。

弁論を検討するにあたっては、①指摘する事実が事実認定又は量刑判断にいかなる意味を持つか、②意味を持つとしてどの程度か、③説得的に表現できているかに留意してください。

また、裁判所や検察庁への提出書面以外にも、指導担当弁護士と相談した上で、弁護活動検討メモを起案するようにしてください。

そして、起案後は、同メモをもとに指導担当弁護士と議論してください。

(3) 集合修習

集合修習においては、ケース・セオリーを確立する弁護活動を学んでもらうことにより、皆さんが分野別実務修習で学んだ成果を深化・発展させることを期待しています。

集合修習の起案においては、弁護人が公判前整理手続中に保有する情報と資料（①被告人からの事情聴取メモ、②起訴状、証明予定事実記載書、③検察官請求証拠その他の開示証拠、④弁護人が収集し証拠調べ請求する証拠等）を編綴した記録を用いて、公判の証拠調べを想定した弁論を起案してもらうほか、「弁護人が検察側証人の反対尋問において獲得すべき事実は何か。」といった弁論以外の弁護活動に関する起案をしてもらいます。

起案の解説においては、弁護人がケース・セオリーを確立する作業として、①収集した事実が事実認定又は量刑判断にいかなる意味を持つか、②意味を持つとしてどの程度か、③説得的に表現できているか等に重点を置き、弁護人が

行うべき最善の努力を尽くした活動とは何かを考えてもらいます。

3 事前課題

刑事弁護の事前課題は、別紙第6-2のとおりであり、初回接見において被疑者から事情聴取すべきことを検討してもらいます（書面提出は求めません。）。

導入修習の最初に行われる刑事弁護演習1（捜査弁護）においては、複数の修習生を弁護士役として模擬接見を実施しますので、十分な検討と準備をしてきてください。

4 刑事弁護の責任

弁護人は、法律専門家として最善の方針は何かを検討し、それを被疑者・被告人に説明し、その納得を得て決定した方針に従い、最善の努力を尽くした弁護活動を行わなければなりません。

弁護人が最善の努力を尽くさなければ、あるいは最善の努力を尽くせなければ、憲法上保障された被疑者・被告人の被告人依頼権は、実質的には弁護人によって侵害されてしまいます。

刑事弁護には、それだけの重い責任があります。

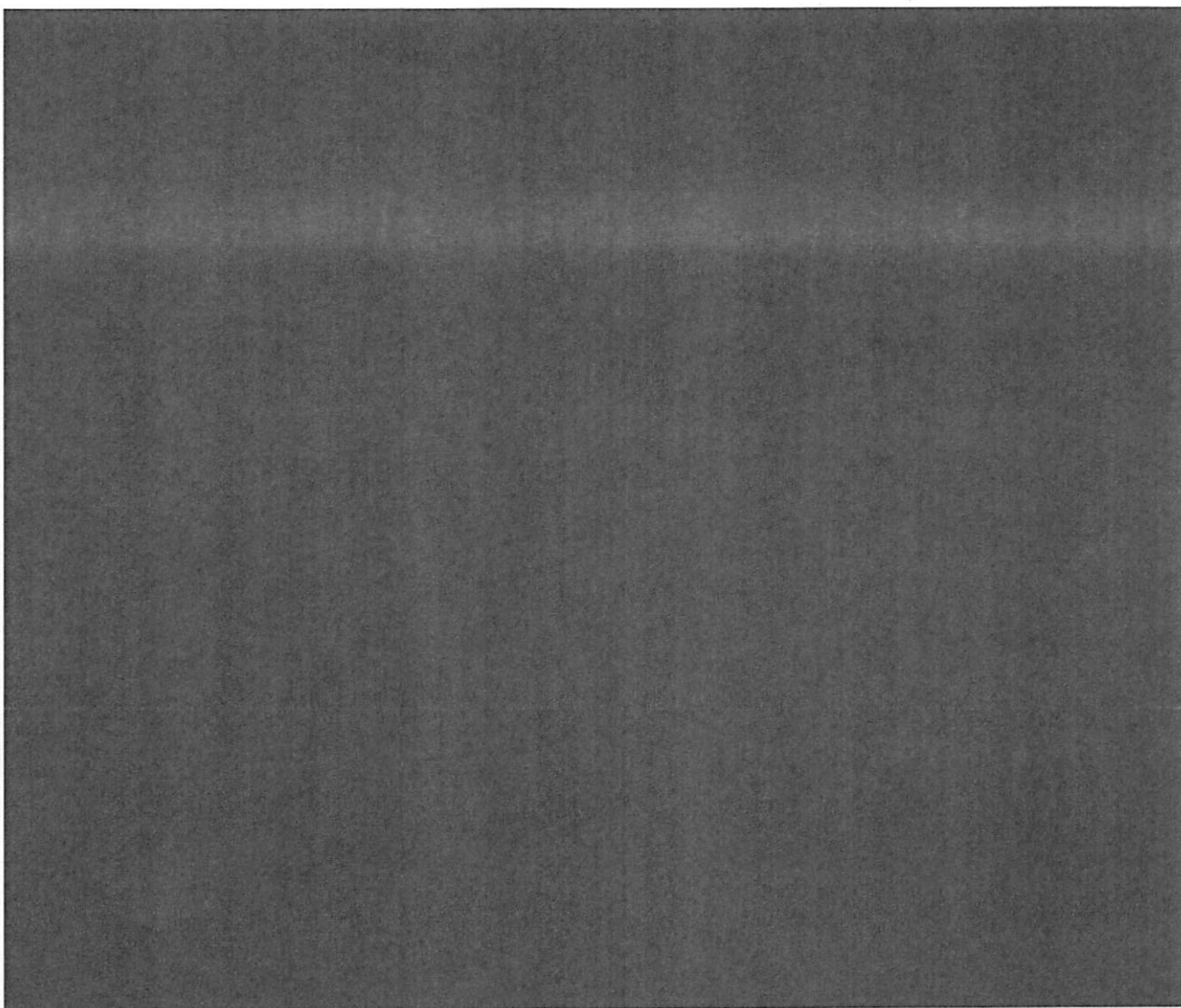
弁護人は、この重い責任を果たすために、受任した刑事事件において、最善の努力を尽くした弁護活動は何か、最善の努力を尽くした弁護活動をしているか、考え続けなければなりません。

皆さんが、刑事弁護修習を通じて考え続けていく中で、この「責任」を果たすことに「やりがい」を感じるようになることを期待しています。

以 上

(別紙第6－2) 第70期 刑事弁護 事前課題

刑事弁護事前課題



(民事裁判アンケート用紙)

組

番

氏名

出身法科大学院		□予備試験				
民事実務の 基礎に関する 必修科目	概要	科目名		単位数	履修年次	前期・後期
		①				
		②				
	担当教員	①又は②	教員名	該当するものを○で囲む(以下同様)		
				研究者・裁判官・弁護士		
				研究者・裁判官・弁護士		
				研究者・裁判官・弁護士		
	司法研修所 作成の書籍	4訂民事訴訟第一審手続の解説		教科書・参考書・使用せず		
		新問題研究要件事実		教科書・参考書・使用せず		
		改訂紛争類型別の要件事実		教科書・参考書・使用せず		
		その他(使用書籍を記載)				
	その他の教科書					
	記録教材	民事演習教材・同2・民事事実認定教材(貸金請求事件)・同(保証債務履行請求事件)				
司法研修所作成ビデオ「民事訴訟第一審手続の流れ」の視聴					あり・なし	
単位を取得した民事実務に関する 選択科目	科目名	単位数	簡単な内容			

※ この用紙を切り取り, 又は複写した上で記入し, 提出してください。

※ 本アンケートの結果は, 司法修習生の修習の指導(裁判所法55条)のために使用します。

		組	番	氏名					
法科大学院名		□予備試験							
法科大学院における刑事実務科目履修状況	刑事実務の基礎に関する必修科目	概要	科目名	単位数	履修年次	授業時間			
						分 × 回			
		担当教員	教員名	該当するものに○を付す					
				研究者 弁護士(元裁判官 元検察官) 裁判官 検察官					
				研究者 弁護士(元裁判官 元検察官) 裁判官 検察官					
				研究者 弁護士(元裁判官 元検察官) 裁判官 検察官					
		公判手続に関する授業	授業の概要						
			「刑事第一審公判手続の概要」の使用	テキスト及びDVD	テキストのみ	DVDのみ	なし		
		公判前整理手続に関する授業	「プラクティス刑事裁判」の使用	テキスト及びDVD	テキストのみ	DVDのみ	なし		
			授業の概要						
	事実認定に関する授業	授業の概要							
	模擬裁判の経験	あり(回) なし	刑事実務基礎の一部として 選択科目として(単位)						
		担当した役割	裁判官 検察官 弁護人 他()						
		感想							
	単位を取得した刑事実務に関する選択科目	科目名	単位数	簡単な内容					
刑事裁判の法廷傍聴	傍聴回数	裁判所名	時期	罪名	教員又は法曹の関与				
	計 回				あり() なし				
					あり() なし				
					あり() なし				
	傍聴した感想								

※ この用紙を切り取り、又は複写した上で記入し、提出してください。

※ このアンケートの結果は、司法修習生の修習の指導(裁判所法55条)のために使用します。

配 属 庁 会

組	番 号	氏 名

第 7 0 期 事 前 課 題

科 目

民	事	裁	判
刑	事	裁	判
検			察
民	事	弁	護

(いずれかの科目を○で囲む。)

(注意)

- 1 記載方法及び提出方法は、本冊子別紙第1記載の指示に従うこと。
- 2 組, 番号は, 11月初旬までに通知する。

起 案 表 紙
